鳥取県告示第575号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成24年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成24年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
尾高淀江線	米子市泉字喜多原786-1地先から同市淀江町平岡字下宝ヶ瀬	平成24年8月10日
	160-1 地先まで	
赤松淀江線	米子市淀江町西尾原字宝ヶ瀬85-1地先から同市淀江町西尾原	II .
	字下大塚205-2地先まで	